

社会福祉の観点から観たJ. S. ミルの思想の検討 —『功利主義論』、『自由論』を中心として—

A study of J. S. Mill's thought from a view point of social welfare —『Utilitarianism』, 『On Liberty』—

重 泉 敏 聖

1 はじめに

今日のように社会福祉がこれほどまでに語られている時代も無かったと思う。しかし、その反面、社会福祉の概念そのものが曖昧になってきていることも確かだろう。社会福祉学界における流動的な研究の偏りや思想的研究の空白¹⁾という今日の現状はわが国の社会福祉を展開させる上で、非常に大きな壁となっているのではないか。

加えて、障害者自立支援法に見られる応益負担の議論や生活保護費の切り下げなど社会的弱者と呼ばれる層に対して益々厳しい現状である。本論文においては、わが国の社会福祉を展開させる上で功利主義を検討することが何らかの形で貢献できると考え、その思想を検討することにした。この功利主義を検討することについて細井は「功利主義の再評価が政治的視点を欠落しがちな…社会福祉理論の克服にとっての手かかりとなりはしないか」（細井、2004：91）と述べていることと、松井が「功利主義による厳しい福祉批判の歴史的経験がほとんどない日本では、多くの場合、社会福祉の必要性の根拠を憲法第二十五条（生存権規定）に求めるものにとどまり、功利主義との対峙を通して功利主義対権利との関係を問うことはなされてこなかった」（松井、2002：209）と述べていることからも裏付けられるように、功利主義を社会福祉の観点から検討することがわが国の社会福祉を展開させる上で必要であることであると捉え、社会福祉の観点から功利主義を検討すること

にする。

また、ここで社会福祉の観点からというのは社会的弱者（様々な障害のある方達）への財の分配が中心である。確かに、分配論は色々な人たちが言ってきたことでもある。一方で分配を許さないリバタリアニズムの立場（例えば、ノージック）、もう一方で分配を正当とするウェルフェアリベラリズムの立場がある（例えばロールズ）。さらには平等主義を機軸とするマルクス主義もある。本論文では、これらすべてを扱うことはできない。しかしながら、分配の中で言われる平等、公平を社会福祉がどう扱うかは社会福祉の領域の人々がもっと真面目に検討してもいいと考えている。無論、社会福祉の問題は分配問題に限られたことではない²⁾。しかしながら、私達が生きていくとき自分で生きていくものが揃えられない人たち（障害のある方達等）は、誰からそれを提供される必要がある。こうした「財」を提供するときに何を基軸にするかということを考えてきた人たちの中に先に述べた功利主義の立場もある。そこで本論文においては、金子が言うように「19世紀中期に『古典派』から『新古典派』への分水嶺に役割を担い、社会福祉原理論の発展の基礎ともなる重要な主張」（金子、2004：12）を展開し、ベンサムの功利主義論に改良を加え「功利主義」を体系化させたとされるJ. S. ミルの『功利主義論』とそれに関わる『自由論』に焦点をあてるにすることにする³⁾。

尚、本論文は「社会福祉」を思想的に捉えていく研究の一部である。その目的は上記に述べたよ

うに研究の偏りや思想的な空白に貢献するためのものである。

2 ミルの功利主義

J. S. ミルの思想を社会福祉の観点から捉えるならば、まずもって挙げておかねばならないのは『功利主義論』である。ミルは、正邪の判定基準の一切を決めるのは功利の原理であるとし、その目的を「最大幸福」または「功利」であるとする。その功利をミルは「行為は幸福を増す程度に比例して正しく、幸福の逆を生む程度に比例して誤っている。幸福とは快楽を、そして苦痛の不在を意味し、不幸とは苦痛を、そして快楽の喪失を意味する」(Mill, 1863=1987: 16, 関, 1999a: 467)としている。

ベンサムにおいてはこの快楽は量のみが問題とされていたが、よく知られているようにミルは更にそれを体系化し質も考慮に入れていた。ミルは「ほかのものを評価するときには、量のほかに質も考慮されるのに、快楽の評価にかぎって量だけでやれというのは不合理」(Mill, 1863=1987: 18, 関, 1999a: 469)であるという。では、快楽に質があるとしても何が質が高く、何が低いといえるのか。それは「二つの快楽のうち、両方を経験した人が全部またはほぼ全部、道徳的義務と関係なく決然と選ぶほうが、望ましい快楽」(*ibid*)なのである⁴⁾。加えて、この両方を経験したものは「尊厳の感覚」が強い者という条件付けがある。つまり、「低次の快楽」に満足せず、より「高次の快楽」に満足するものが「両方を経験した人」になる。ここから「満足した豚であるより、不満足な人間であるほうがよく、満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスであるほうがよい」(Mill, 1863=1987: 20, 関, 1999a: 470)というミルの有名な言葉が出てくる。

このようにミルは快楽の質に重きを置きながらも、功利主義の目的を「高貴な性格を広く社会全体に開発」することであり、功利主義のいう幸福を「行為者自身の最大幸福ではなく、幸福の総計の最大量」(Mill, 1863=1987: 22, 関, 1999a:

472) であると述べている。ミルによれば高貴な人は「その高貴さの故にいつも他人より幸福であるかどうかは疑問の余地があるにしても、その人の高貴さが他人の幸福を増し、世間一般がそれからばかり知れない恩恵を受けているのは間違いない」(*ibid*)のである。だが、いくら高貴な性格を社会全体に開発したところで、その性格の者が利己的である場合はどうなるのであろうか。

ミルは「かなり幸運な境遇にある人が、人生の価値を認めるにたるほどの享樂を見いださないのは、およそ、自分のことしか考えない」(Mill, 1863=1987: 24, 関, 1999a: 474)と利己主義を否定する。そして功利主義倫理の精神をナザレの黄金律—おのれの欲するところを人にほどこし、おのれのごとく隣人を愛せよ—から読み取る。この精神に近づくために「法律と社会の仕組みが、各人の幸福や（もっと実際的にいえば）利益を、できるだけ全体の利益と調和するように組み立てること」と「教育と世論が人間の性格に対してもつ絶大な力をを利用して、各個人に、自分の幸福と社会全体の善は切っても切れない関係があると思わせるようにする」(Mill, 1863=1987: 28, 関, 1999a: 478)ことが必要なのである。

さらに、この精神はもともと本来人間が持つ「思いやりの感情」もしくは「同胞と一体化したい」という感情に根付くものである。この感情は「人間本性の根強い原理であるうえに…わざわざ教え込まなくても、文明が進むにつれて次第に強くなる傾向をもつものである」(Mill, 1863=1987: 45, 関, 1999a: 493)という。この感情がミルによれば、功利主義道徳の基礎にあるという。こうした人間観をもつミルの功利主義に従えば、この感情があることと人間が社会的な存在であるということから人々は他人と協力するであろうし、「人々が協力しているかぎり、彼らの目的は他人の目的と一致する。…社会連帯が進み、社会が健全に成長すれば、だれもが他人の福祉にますます強い個人的関心を事実抱くようになる」(Mill, 1863=1987: 46, 関, 1999a: 493-94)という。

このように、ミルの功利主義は利他的人間観を軸により「高貴な性格」を世に普及し、精神的な

快楽を重視することが目的であり、そうすることが最大幸福の目的を達成する手段なのである。しかし、この功利自身はそれ自身だけでは目的は達成されない。それには補助的原理が必要であるという。それが自由である。以下、簡単ではあるがミルが自由をどう考えていたのか見ていくことにしよう。

3 功利と自由

ミルは『自由論』において自由の原理を「用いられる手段が、法的刑罰という形の物理的力であれ、世論という道徳的強制であれ、強制と統制という形での個人に対する社会の取り扱いを絶対的に支配する資格のある、一つの非常に単純な原理を主張することである…その原理とは、人類が、個人的にまたは集団的に、誰かの行動の自由に正当に干渉しうる唯一の目的は、自己防衛ということである。すなわち、文明社会の成員に対し、彼の意志に反して正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人に対する危害の防止である。…人間の行為の中で、社会に従わなければならない部分は、他人に關係する部分である」(Mill, 1859=2005 : 33-4, 関, 1999b : 224-25) という。

では、自由は「他者に危害を加えない」という条件であるとしても、どのようなものから構成されているのか。ミルはこれを第一に「意識という内面の領域であって…良心の自由、すなわち思想と感情の自由、実際的、科学的、道徳的、神学的あらゆる問題についての、意見と感情の絶対的自由」(Mill, 1859=2005 : 36, 関, 1999b : 227-28)。第二に「思考の自由、職業の自由」。すなわち「われわれ自身の性格に合った生活プランを立てる自由、…われわれのすることが彼らに害を与えないかぎりは、彼らから妨害されることなく、その結果は自分で引き受けて、自分のしたいことをするという自由」(Mill, 1859=2005 : 36-7関, 1999b : 228)。第三に「個々人のあいだの團結の自由…すなわち、他人への害を含まなければ、いかなる目的のために結合してもよいという結合の自由」(Mill, 1859=2005 : 37, 関, 1999b : 228)

である。

こうした自由が社会には必要であるという。ただし、この条件としては「成熟した人間にのみ適用されるのであり…民族自身がまだ未成年期にあると考えられる遅れた状態にある社会は考慮外」(Mill, 1859=2005 : 34, 関, 1999b : 225) ではある。しかし、この条件があるにせよ上記の3つの自由が社会に適用されるのであれば、「個性が発展」され「社会は進歩」するという。さてここで疑問が生じる。ミルがいう自由が個性の発展や社会の進歩に大きく貢献するとしても、それは功利主義の求める目的「最大幸福」に關係するのであろうか。

ミルはこの点について思想と討論の自由のなかで、討論の自由は一方の意見が間違っているかもしれないということと、討論がないということは「生きた真理ではなく死んだドグマとして信奉されるだけ」(Mill, 1859=2005 : 62, 関1999b : 254) である。そして、討論が繰り返され真理が増えると人類の福祉につながっていくという。ミルは「人類の福祉は、議論の余地のない点まで到達した真理の、数と重さによって、ほぼ計られる」(Mill, 1859=2005 : 72, 関, 1999b : 265) といい、言論の自由が人類の精神的幸福に必要であり、人類のほかの幸福が一切依存するものという。先にも見たようにミルにとっては幸福の質すなわちより高次の快楽が最大幸福に繋がるとしていたゆえに、討論の自由というのはより高次の快楽に繋がるものであった。つまり、ミルにとっては『『真理』をして『人間の精神的幸福』と同価値であると解していた』佐伯, 2001, 6) のである。

次に個性の発展については、ミルは個性の発展もまた幸福の本質的な要素の一つであると考えていた。ミルはいう。「人類が不完全であるかぎりは、様々な意見のあることが有益であるのと同じく、次のことが有益である。すなわち、様々な生活の場があるということ、他人への危害がない限り自由な活動の場が多種多様な性格に対して与えられること、そして、様々な生活様式をもし試みるのが適當と思う人があれば実際にやってみてその価値を明らかにすること、が有益である。要す

るに、第一義的に他人に関係しない事柄においては、個性が自己を主張するのが望ましい。その人自身の性格ではなく他の人の伝統や慣習が行為の規則となっているところでは、人間の幸福の主要な構成要素の一つであり、かつ個人的社会的進歩のまさに第一の構成要素をなすものが、欠けてことになるのである」(Mill, 1859=2005 : 88, 関, 1999b : 279)。つまり、これを逆説的にいえばその人自身の性格が行為の規則であるところでは、個性は幸福の主要な要素となり、個人的社会的進歩の第一要素となるというのである。

さらに、個性の発展した人間は「発展していない人間にとっても何らかの役にたつ」事になる(Mill, 1859=2005 : 97, 関1999b : 288)。それは発展した人間は独創性をもつからであり、この独創性はミルによれば「人間社会における価値ある要素であることは、誰も否定しない」(*ibid*)。しかし、誰もが独創性を持ち人類に恩恵を施すことはできない。それには、社会に自由の条件が整備され、独創性を持った人々が独創的でない人々の目を開いてやる事によって新たな独創性をもった人々が次々に現れることになる。こうして、社会が各人の個性を発展させる自由があれば、その社会の各人は「その個性の発展に応じて、自分自身にとってますます貴重なものとなり、したがって他人にとってもいつそう貴重なものとなる…彼自身の存在にはより充実した生命が満ち、また個々の単位により多くの生命がみなぎると、それから構成されている全体にも生命がみなぎることになる」(Mill, 1859=2005 : 96, 関, 1999b : 287)。

ただし、ミルにとっての個性は選択によってのみ訓練されるのであって、その訓練は自分自身で生活設計を選ぶことであり、生活設計を選ぶことは「見る観察力、予測する推理力と判断力、決定に必要な資料を集め活動力、決定する識別力を使わなければならず、いったん決定をくだしたら、自己の熟考した決定を守る確固とした意志と自制心を使わなければならない」(Mill, 1859=2005 : 91, 関, 1999b : 282)のである。こうして訓練された人間がその個性を發揮することによって、各人の独創性を獲得し、独創性のない人々に恩恵

を与えることによって社会全体の利益に寄与することになる。無論、社会全体の利益というのは最大幸福に他ならない。

また、ミルが個性の発展が社会の進歩にとっても欠かすことのできない要因であることと捉えていたことに注意されたい。その社会の進歩は何も功利主義とは矛盾しない。なぜなら、自由論においてミルは功利の原理は上記にも述べた「最大幸福」というものと、もう少し広い意味があると捉えていることにもよる。その広い意味とはミルがいうには「功利はすべての倫理的問題の究極的な基準であると考える。しかしそれは、進歩する存在としての人間の恒久的な利害に基づく、最も広い意味での功利でなければならない」(Mill, 1859=2005 : 35, 関, 1999b : 226)というものである。こうしてミルは功利の原理の目的を達成するものとして、また、社会の進歩の原理として自由の原理を主張するのである。ただし、この自由は、すべての人に適用されるのではなくあくまでも少数者に限られることに注意しなければならない。ミルはいう、「誰もが同じように…恩恵を人類に施すことができるわけではない。自己の実験が、他人に採用されたときに、従来の慣行をいくらかでも改善できそうな人は、人類全体からみればわずかしかいない」のである (Mill, 1859=2005 : 98関, 1999b : 289)。つまり、上記に述べた独創性や個性の発展等は人類全体に採用されるものではなく、優先的に少数の者に採用されることなのである。次に自由と同じく功利を達成するに、欠かせないものとしての正義について見ていく。

4 功利と正義

ミルにとって正義は功利主義にとっての最大の障壁であった。ミルは「思索が行われたいつの時代にも、『功利』または『幸福』が正邪の判定基準であるという学説がなかなか認められなかった有力な理由の一つは、正義の観念からきている」(Mill, 1863=1987 : 57, 関, 1999a : 503)といふ。ミルによれば正義はあくまでも功利に基づく

ものであるという。ミルはいう。「功利を基礎としないような、空想的な正義の基準を立てようとする説の主張に私は疑問をもつ。功利を基礎とする正義がいっさいの道徳の主要部分であり、比較を絶したもっとも神聖で拘束力の強い部分」(Mill, 1863=1987: 77, 関, 1999a: 523) であると。では、いかにして正義という観念が功利から導き出されるのであろうか。

ミルによれば正義の心情には二つの本質的要素がある。一つは自然感情ともいるべき「加害者を罰したい」という要求と、一人またはそれ以上の被害者がいるという知識または確信である」(Mill, 1863=1987: 68, 関1999a: 514)。この加害者を罰したいという欲求は自己防衛と共感の感情から生まれたものであり、他の動物と人間の違いは共感の範囲が全人類から、生きとし生けるもの全部に及んでいることと、知性の発達により人間の心情全体の範囲が動物より広いことである。このような正義の心情である処罰の欲求をミルは「人間にそなわる仕返しまたは復讐の感情」(Mill, 1863=1987: 69, 関, 1999a: 515) と呼んでいる。

しかし、この感情そのものは何ら道徳性を含まない。この感情が道徳的になるには、処罰の欲求が「社会的共感に全面的に服従してその要求につき従う場合」(*ibid*) だけである。それは他人に嫌なことをされれば、我々は憤慨するが社会的共感性に服従すれば、我々は全体の善に調和するよう行動するのである。すなわち道徳的正義に合致するような行動は個人的感情にかられて行動するのではなく、社会のために行動することが道徳的正義に適う行動である。つまり、これは稻垣氏が言うように「正義が道徳的な意味で正義となるためには、ある個人が自分にとってのみでなく、他の人々利益ともなるような準則を確立する要求がなければならない」(稻垣, 1972: 219-20) のである。同時に、功利主義から求められる正義にはほかの道徳律とは違ひ完全な拘束力を持つ義務が求められる。完全な拘束力を持つ義務とは「一人またはそれ以上の人間にその義務と対応する権利をもたせるような義務」(Mill, 1863=1987:

66, 関, 1999a: 512) のことをいう。ここで権利をミルは「その人がその所有についての保護を、法律の力なり、教育や世論の力なりによって、社会に求める正当な請求権をもっている」(Mill, 1863=1987: 71, 関, 1999a: 516) ことであり、さらに権利を持つということは「それを所有したときに社会がその人を保護しなければならないものをもつこと」(Mill, 1863=1987: 71, 関, 1999a: 517) であるという。

こうして功利を基準とする正義は「ある種の道徳律をあらわす呼び名であって、処世上のどんな道徳律よりもさらに厳密に人間の福祉の本質に関わり、したがってさらに絶対的な拘束力をもつもの」(Mill, 1863=1987: 77, 関, 1999a: 523) であり、「種類としては他のどんな功利より格段に重要で…絶対的、命令的な功利である」(Mill, 1863=1987: 83, 関, 1999a: 528)。ここからも分かるように、ミルは功利から正義から導き出されるのである。ただ、その違いは正義（功利に基づく）の方が、他の道徳律よりも拘束力が強いということであり、社会にはこうした拘束力の強い道徳律を保護する義務があるということである。

こうした義務がないと社会の利益は増加されないし、こうした義務を守ることは最大幸福に寄与するものである。それは安全を例に取ると安全はそれがあるおかげで我々は「害悪をいっさいまぬかれ、ありとあらゆる善の価値を全部、現在の瞬間を越えて、長い間わたってうけている」(Mill, 1863=1987: 71, 関1999a: 517) からである。さらに、人類が互いに気付けあうこと（相互の自由の不当な干渉を含む）も同様である。これが守られないこと、人々の平和を保っていくことができないし、これを守る人が少ない場合は「誰もがいっさいの他人を敵と見て、絶えず自衛しなくてはならない事になる」(Mill, 1863=1987: 78, 関1999a: 523) からである。同様にお互いを傷つけあうこと（お互いの自由の不当な干渉も含む）を禁じること、他人に対する不当な侵害行為、権力の不当な行使の禁止、ある人が当然受け取るべきものを不适当に与えないことも功利に基づく正義という道徳律が「すべきではない」こととしてい

るものである。

このような功利に基づく正義においては、公平の観念も功利から説明できるとミルはしている。ミルによれば公平とは「当面の問題について考慮するべきものだけを考慮すること、そして、このような考慮の指示にそむくよう誘惑する動機に目もくれないようにすること」(Mill, 1863=1987: 62, 関1999a: 508)、そして、「われわれに等しく尽くした人々全部を（もっと高い義務が禁じない限り）等しく優遇すべきであり、社会もまた、社会に等しく尽くした人々全部を、つまり等しく絶対的に尽くした人々全部を、等しく優遇すべき」ものである(Mill, 1863=1987: 80, 関1999a: 525)。尚かつ、この公平の準則は「道徳の第一原理からでてきたもの」であり、「一人の人間の幸福の程度が（種類も十分考えて）他人の幸福と等しいときには、どちらもまったく同等に尊重」(Mill, 1863=1987: 81, 関1999a: 526)されなければならないのである。このことが意味することは、馬渡によれば「最大幸福への功罪にとって、受けるに値することをした人が、その善悪、程度に応じて、公平に処遇されるべきだということ」(馬渡, 1997: 369)である。こうしてミルは、正義もそれにまつわる権利や公平というものもすべて功利主義から説いたのである。

5 ミルの功利主義の検討

ミルの功利主義を社会福祉の観点から検討するといつても、長谷川のようにミルの功利主義を「理想的功利主義」と呼び、理想的功利主義を「むしろ非功利主義的である」と捉えて義務論に置き換えているものもいる(長谷川, 1989: 49)。しかしながら、ここでは長谷川の立場は取らない。それは第一にミルは「功利主義論」においてあくまで、「最大幸福」を目的としているということ。第二に個人においても幸福(快楽)が最大化する行動原理を示していること(一貫したベンサム功利主義とは異なり、快楽の質の差はあるが)第三に二の精神的快楽が彼の功利主義を理想的功利主義というよりも、人々に共感性一同胞と一体化し

たいという気持ち一を含むことで、逆に共同体主義を思わせるような論理にはなるが、この感情はあくまでも功利から導き出されるものであって、それ自体が独立した「正しさ」という価値ではないことからミルは功利主義者として扱うことができる。ゆえに、ここではミルをあくまでも功利主義者として扱う⁵⁾。

しかしながら、ミルの功利主義をベンサムのそれと同じに批判するのは誤りであろう。それは「一般的な功利主義においては、幸福の社会的集計量の極大化という形式的な定式化が与えられることが多いが、そのような定式化はベンサムに当てはまるとしても、ミルには当てはまらない」(塩野谷, 1981: 618)のである。一般的に功利主義を批判するものとしては幸福の最大量を目的とする故に、ある個人の最大限の幸福は他者を犠牲にしていても、幸福の総計が大きければ構わない。これでは、ある一定の個人が犠牲になることを防ぐことはできないというものである⁶⁾。しかしながら、上述のような他者の幸福を犠牲にして成立する功利主義はミルにおいては許容することはできなかった⁷⁾。では、ミルの問題点は何であろうか。それはミルの最大の問題点は先の長谷川が「理想主義的功利主義」と呼んでいたように、あまりにも理想的であるということである。ミルの理論は人々が利他的にならなければならず、同胞と一体化したいという欲求があるという前提がなければ成立しないことは先に述べた。しかし、社会は立岩の言うように二人の人から成立している。それは他者に福祉的な分配を行うことが当然であるという人と、福祉的な分配は望まないという人から成立するということである。もしも、すべての人が福祉的な分配を望む人ばかりであれば社会福祉は存在しなくなる⁸⁾。つまり、ミルの思想は極めて理想主義的であるが故に、「今、困っている人」を援助あるいは彼らの善を十分に満たすことはできないのである。

問題の第二は公平についてミルは功利から説明できるとしていたが、具体的な議論として次のことを挙げている。すなわち、「全力を尽くすものは同等の報酬を受けるべきである。自分の責任で

ないことのために低い地位に置かれるることは正しくない。…正義のためには、むしろ才能に恵まれない人のためにこのように不当な利益の不平等を補償してやるのが社会の義務であり、この不平等を拡大するようなことはすべきでない…反対の側は…彼の報酬が他の人たちと同じなら、同量のものを生産してしかるべきで、彼の優れた能力に応じて時間と労力を減らして始めて正当な要求といえる」(Mill, 1863=1987 : 75-6, 関, 1999a : 521)となり、概念が曖昧であるとする。その概念は「正義にもとづいて選んでみても、まったくいい加減なものとならざろうをえない。社会的功利だけが、その優越性を決めることができる」(Mill, 1863=1987 : 76, 関, 1999a : 522)のである。

社会的功利とはすなわち社会的幸福である。しかしながら、功利（幸福）に訴えて財を公平に分配するとはどのようにすればよいのだろうか。ミルの功利（幸福）の考えでは回答は無いよう考え方される。つまり、社会福祉における分配はその人の「幸福」という結果のためではない。確かに貧しい人に財を分配すれば（ミルが想定するように皆が利他的になり、同胞を思いやる感情がある社会の中で）、その人は毎日を暮らすことはできるようになる。しかし、これは「貧しい人が幸福になる」から行うのであろうか。人は欲するものは欲しいし、欲するものが無いとあきらめる。貧しい人が日本国憲法二十五条でいう「文化的生活」を送ることができたとしても、その人がもっと欲したく、たとえ欲しても無ければ幸福でないとするならば社会的功利には貢献できない。それについてミルは社会的功利が認められれば「社会全体の善に反するような行為を押し通して自分の幸福を得」(Mill, 1863=1987 : 29, 関, 1999a : 478)ようとは思わなくなるという。しかしながら、福祉に関する公共的サービスが沸いて出てくるものであればいいが基本的には財源がいる。その財源を福祉に使用するのに抵抗する人々がいる⁹⁾。その人たちは利他的な感情が無いからそうなるのだろうか。逆に、貧しい人が財をもっと貰わないと幸福にならないとすると、その人は利己的な人と

いうことができるのであろうか。このようにミルの考えでは社会的分配に関して、あくまでも利他主義を前提としているが故に社会的な分配-個人の権利性を訴えることができずに、あくまでも恩恵ということになるのである。それは塩野谷がいいうようにミルの功利主義では「『個人の権利と社会的効用』の緊張関係が未決」(塩野谷, 2004 : 12)のまま社会的分配に関しては回答を出せないのであるといえよう¹⁰⁾。

しかも、ミルは個人が権利を持つことについてはその人が所有したものを保護することであるということは先に述べた。こうした権利の考え方方はそれを所有した人がその人のものになることを守るものであって、決して社会的弱者の権利=生活を守ることを言っているのではない。さらに、ミルは恩恵を受けた側について「恩恵を受けながら、返さなければならないときにも、返さない者は、真の害悪」(Mill, 1863=1987 : 79, 関, 1999a : 524)という。ただ、ここでいう「返すもの」が何かミルは言及していない。それがお金や労働だとすると「生活保護を貰っているのになにもしない」という現代の生活保護批判にも繋がることになる。こうした義務と権利との関係性は社会的弱者をどう観るのかということにも繋がる重要な問題と考えられるので以下に述べていく。

権利は言うものの義務はしない。権利ばかりを訴えて、義務は怠っている。(ミルは恩恵を受けてばかりいるものは害だといっている)。このおかしさを述べているのは立岩である(立岩, 2000c)。私もそれに賛成する。考える前提として少し整理しよう。

- ① Aは何かを「受ける」権利がある。
- ② 他者が権利を保障している。
- ③ Aは他者に対してXをする義務がある。

この3つの事柄は、Aの権利を保障している側(他者)からの要求であって、かつ権利は他者から与えられたものという前提がある。今、ここでこのXを「働く、納税する」こととしよう。とすると、権利を与えられたものは他者に対して「納税する、働く」義務を負うことになる。この前提のおかしさは権利を持つとされたものは権利を与

えた他者に対してXをする義務があるということである。著者はこの前提が成立しない立場を取る。それは、

- ① 権利は他者に与えられたものではなく、基本的に人に対して付与されているものであること。
- ② ①から他者に対するXという義務は存在しない、という立場を取る。

この前提からは例えば、権利（Ex、生活保護を受ける権利）を受けたものは労働、納税をする義務は無いことになる。しかし、これは権利を受けたものではなく「働く人は働いたほうがよい」ということを社会の全ての人々がもつ義務とすればよい。そうすると権利を受けたものはXをするべきであるではなく、「その社会に属する人々の中で働くものは働く人がよい」ということになる。さらに、「働く人はどうするか」は働くという間口を広くすればいい。つまり、その社会に属する人々は「働くなら働く人がいいし、働く人は何ができるのか模索したほうがよい」ということを述べる（無論、社会の中にその人たちが働くだけの窓口があるという前提で）。そして、権利義務の関係についていえば、すべての人が持っているはずの権利と義務が「権利を使用する」立場になると義務が強調されるのである。

こうした議論がミルの思想に当てはまるとは言い切れないが、少なくとも社会的弱者に分配をするときに（恩恵を受けるものに）、何かを強いるということについていえばミルはその社会的弱者のことを考慮に入れていなかったのである¹²⁾。つまり、恩恵を受けるということは、そのような環境にその人が陥っているからであり、生活に不自由が無ければ（それが権利として保障されていれば）、恩恵を断ることもできるのである。

このようなミルの社会的弱者の扱いに対してはミルの自由についても当てはまる。ミルは自由についてそれが個性の発展、社会の進歩につながることに寄与する故に重要な原理であるといっていた。この場合の個性の発展は「自分で決める」（自己決定）事を強調するが、「自分で決めない」

自由もそこにはある。そうすると、ミルは自由について何もいっていないことになる。加えて、「他者に危害を加えない限り」というミルの自由の定義はどこまでが危害を加えないのかがはつきりしない。これは先の自己決定についてもいえることである。立岩は自己決定を「迷惑をかける権利」としているが、それは、「迷惑をかけない限りにおいて何をしてもよい」ということは、基準が分からぬ。障害者のある人たちが言ってきた自己決定の中には「迷惑をかけること」を前提としつつも、やはり何かを決めたい、行いたい。それを行うことがある種他者にとっての迷惑となることがあるということである（立岩、2000b）。ここでは自己決定についてこれ以上検討しないまでもミルの自由では身体を傷つけられない、財産を盗まれないよう保護をする、各々は主体的に生きたいように生きるべきだ、だから社会、慣習はそれを邪魔してはいけないといっていることではない。そうすれば個性が発展し、社会が進歩するとはいうが、それはあくまで少数者でしかない。つまり、ミルの自由はある種の限られた人には多く分配されるものの、多数者はその恩恵にあやかるだけになってしまふものなのである。

まとめ

本論文で示したように社会福祉の観点からみるとミルの思想には第一にそれがあまりにも理想主義的で、現実的には機能しないこと。第二に公平という観点から見ると、ミルの考えでは何もいえないということ。第三にミルの自由は限られたものにしか分配されないこと。つまり、ミルが理想とする環境が保証されない限りその自由やそこから派生する財は限られたものにしか分配されないということが言える。すなわち、ミルの場合は最大幸福が目的とされ個人に対し楽観的であるためにいくら個々人の幸福を追求しようとも、分配のことまでは答えることができないのである。加えて、先に述べたようにミルは「権利」も功利から導き出されるとしていたが、ミルの考える権利は「財産の保護」のみでしかなかった。社会福祉の

言う権利は財産の保護だけでなく「生活」が保障されることもある。しかし、この点においてもミルは考えることはできなかった。つまり、先にも述べたようにミルの功利主義の考え方では分配はあくまでも（それが利他的であっても）、権利として付与されることは無く、あくまでも「恩恵」という形でしかないことになる。それは、弱い人の立場をみて、財のある人や力のある人が「可哀想だから」何かを付与するということで、「そうは思わない」という人はいくら力があり、財を持っていても弱い人に付与されることは無い。つまり、ミルは分配を「社会的に」行われるべきものとして、あるいは弱い人の立場を保障するものとしては考えていなかったのである。さらにこのことは自由においても先に言ったようにあくまでも誰もが当てはまるものではなく、大多数の者、とりわけ社会に参加しづらいであろう障害の持った方達の主体性までは考えられなかつたのである¹³⁾。ここからミルの思想においては大多数の者を犠牲にして最大幸福を達成するという批判は当てはまらないものの、社会的弱者への分配ということはその思想からは強く言うことができない、もしくはその方達の権利ということを訴えることはできないということができよう。

以上、著者は社会福祉の観点からミルの思想を検討した。その思想はあくまでも分配問題にはどうしても答えられず、社会的に弱い人の立場の権利性について主張することが困難であり、社会福祉の理論的基盤としては成立しないことが明らかになった。では社会福祉の理論的基盤はどこにあるのだろうか。それには義務論の立場から「正義の原理」を表したJ・ロールズを検討する必要がある¹⁴⁾。無論、ロールズの思想が『『福祉の思想』といえるほど福祉の制度や政策について論じているわけではない』（盛山、2001：180）という意見もある。著者はこうした点も踏まえながら、ロールズの正義の原理が社会福祉の観点から観たときにどこが取り入れられ、どこが問題なのかを検討し、社会福祉理論の思想的な基盤となりうるかを検討することを今後の課題としたい。

注

- 1) このことについて述べているものに（金子、2004）、（松井、2002）
- 2) 無論、社会福祉の観点というのは分配だけが問題ではないだろう。盛山は平等主義批判の立場からではあるが再分配について「多くの人が、福祉とは再分配政策のことだ」とみなしていると述べている（盛山、2004：179-80）。著者はいま、ここでそれには答えられないが、今後の研究においてこのようなことも検討していく。
- 3) 政治学的アプローチをする場合は『代議政治論』と『自由論』になる（足立・中谷、1994）。しかし、本論文は社会福祉の観点－社会的弱者に対する分配問題に関わるもの－から述べるものであるので、この2論文を主に取り扱っている。さらに、ミルの功利主義を取り上げているものとして細井がいる。（細井、2004）また、金子（前掲書）もまたミルを取り上げて社会福祉制度における思想的背景を探っている。しかし、2論文ともにミルの考えを社会福祉の観点から検討するまでには至っていないように思われる。
- 4) ミルの功利主義に関するこの質の区別については、音無がミルの快楽の質の強調は審美（性格の高貴さ、知的な趣味、芸術的な感覚など美・高貴・趣味を対象とするもの）部門との関連が強く意識されており、道徳論に質の区別を導入することで審美的部門と道徳の部門とを橋渡しあるいは関連付けを意識していたと述べている（音無、2004）。
- 5) また、ミルの功利主義を満足（快楽）の集計として批判しているものに足立がいる。足立はここでミルの功利主義を「望ましさの点で劣る様々な満足には各々かかるべき係数を乗じること、そしてそのうえで、質的に異なるすべての満足を集計するといった考えに結局落ち着いた」としている（足立、1991：46）。しながら、本論文で述べているように単純にそう言う事はできない。
- 6) 有名ではあるが功利主義を批判しているものにロールズがいる。ロールズについては、修士論文（重泉、2000）で検討しているので、ここでは詳しくは取り上げない。
- 7) 塩野谷はこうした幸福の最大化という批判が当てはまらないこととして、ミルが「人間の性格は質的に向上していくものとさえられており、したがって選考を前提とした静態的な幸福の極大化は意味をなさない」（塩野谷、1981：76）と述べている。同じようにそれが当てはまらないことと述べているものに（上杉、

- 1987) がある。また、ミルの功利主義は「人生理論」であることから擁護するものとして（小池、2002）がある。
- 8) 立岩はこの両方が存在することについて「しようと思うことと、したくないと思うこと、この片方だけがあるのだったら…強制的に徴収し分配する国家としての「福祉国家」もまた存在しない」と述べている（立岩、2000a: 250）。
 - 9) こうした批判をしている人たちにリバタリアンの人々がいる。代表的のものとしてはノージックであろう。ノージックの検討は修士論文（重泉、2000）でも行っているが、より具体的に今後研究していく。
 - 10) また、このミルの功利と権利との矛盾についてはハートも述べている。すなわち、基本的な個人の善と法のあるいは社会的強制の一般的効用について矛盾を避けようとするには、「二つの部分が一致するかもしれないことを示すだけでは足りない。それは、…両者は分離するはずがなく、一般的効用は個人の善のそのような形態を万人に対して法的あるいは社会的に確保する一般的ルールを常に要求するに違いない」（H・L・Aハート、小林公・森村進訳、1987: 84）ということを示さなければならぬのであるが、これを十分に示せてないことを述べている。さらにロールズはこの矛盾について「ミルは、人々の目的がうまく調和させられている完全に正義にかなった社会とは格差原理に示されている互酬性の概念に従った社会であろうということを、直感的に認めているように思われる」と述べている（ロールズ、田中編訳、1979: 188 - 89）。
 - 12) この義務と権利との関係は更なる考察を進めていくたい。また、生活保護制度に関して生活保護を受けると堕落するのではないか、という生活保護に関する批判もある。それに対して客観的ではない、必ずしもそうとはいえないということが批判として出されることがある。著者は怠けることを受け入れる。確かに怠けるかもしれない。しかしながら、怠けるから生活保護は駄目だというのはおかしい。（例えばフリードマン夫妻）怠けないような仕組みを生活保護制度に取り入れることもできるのではないか、あるいは生活保護担当の方達の仕事ぶりはどうなのかということを今後、考えていく
 - 13) こうしたミルの恩恵や貧しい人の主体性という考え方を裏付けるものとして『代議政治論』がある。彼はこの中で、選挙権について次のようにいう。「読み書きと、さらに付け加えたいのが、算数の普通の運算ができるない人物が、だれであれ選挙権に参加するというこ

とである。選挙権に関係が無い場合でも、これらの初步的な教養を身につける手段が、無料でまたは自分で生計を立てている最も貧しい人でも出しうる額を超えない費用で、あらゆる人の手に届くべきだというのは正義の要求である。これが本当に実現していれば、口のきけない子どもに選挙権を与えようと考へないのと同じく、字の読めない人に選挙権を与えようと、人々は考へない」（Mill, 1861=2004: 167, 水田, 1997: 219）。

さらに続けてミルはいう。「教区の救済を受けることが、選挙権に対する絶対的な資格喪失だということは、第一原理によって要求されると、私は考える。自分の労働によって、自分自身の生計を維持できない人は、他人の金を自由にする特権を要求することはできない。現実の生計を、共同社会の他の成員に依存することにより、かれは、彼らと等しい権利を他の点において要求することを放棄するのである。…ある期間を定めて、登録前のたとえば5年間に、選挙権請求者の名前が教区の台帳に救済受給者として載っていないことを、選挙権の条件としなければならない。保障の無い破産者であること、または破産法の恩恵を受けたことは、その人が負債を払ってしまうか、または…長い期間、慈善の援助に頼っていないことを証明するまでは、選挙権への資格を失わせるものとすべきである」（Mill, 1861=2004: 170-171, 水田, 1997: 222-23）という。このようなミルの考え方を佐伯はミルが「当時の社会的状況下で、とりわけ貧困な大衆に対して不信感を抱いていた」（佐伯, 2001, 8）と述べている。

- 14) 先の注で述べたように、ロールズの『正義論』については、（重泉、2000）において検討している。

参考文献

- ・足立幸男, 1991, 『政策と価値—現代の政治哲学ー』, ミネルヴァ書房
- ・足立幸男・中谷猛編著, 1994, 『概説 西洋政治思想史』, ミネルヴァ書房
- ・荒牧正憲, 1984, 「J・Sミルの「功利主義論」について」, 『経済学研究』49-4・5・6合併号, 九州大学経済学会
- ・稻垣良典, 1972, 第3節「功利主義」, 『法的正義の理論』, 成分堂
- ・H・L・Aハート, 小林公・森村進訳, 1987, 木鐸社
- ・細井 勇, 2004, 「近代的慈善と社会契約説と功利主義—戦後社会福祉理論の再検討に向けてー」, 『福岡県立大学人間社会学部紀要』13-1

- ・ J · Rawls, 田中成明編訳『公正としての正義』, 1979,
木鐸社
- ・ 金子光一, 2004, 「伝統的功利主義からの離脱—J. S. ミルの思想を通じて—」, 『淑徳大学社会学部研究紀要』38
- ・ 小池英光, 2002, 「J. S. ミルの功利主義の構成—「人生理論の視点から—」, 『アカデミア 人文・社会科学編』74, 南山大学
- ・ 松井二郎, 2002, 「第2章 戦後社会福祉再編期における社会福祉理論の課題」, 阿部志郎・宮田和明・松井二郎・右田紀久恵編『講座 戦後社会福祉の総括と二十一世紀への展望II 思想と理論』, ドメス出版
- ・ M&R, フリードマン, 西村千明訳, 1980, 『選択の自由』, 日本経済新聞社
- ・ Mill. J. S., [1859]2005, *On Liberty*, Rowman&Littlefield Classics., 邦訳は関喜彦編, 1999b, 「自由論」, 『世界の名著』49, 中央公論社
- ・ Mill. J. S., 1861, *Considerations on Representative Government*, Kessinger Publishing. 邦訳は水田洋, 1997, 『代議統治論』, 岩波文庫
- ・ Mill. J. S., 1863[1987], *Utilitarianism*, Prometheus Books., 邦語訳は関喜彦編, 1999a, 「功利主義論」, 『世界の名著』49, 中央公論社
- ・ 盛山猛, 2004, 「第10章 福祉にとっての平等主義」, 『福祉の公共哲学』, ミネルヴァ書房
- ・ 音無通宏, 2001, 「J. S. ミル『功利主義』の構造と問題—功利主義の多元的・重層的理解のために—」, 『中央大学経済研究所年報』32-II
- ・ 佐伯宣親, 2001, 「J. S. ミルにおける自由と功利主義」, 『九州産業大学国際文化学部紀要』18, 九州産業大学
- ・ 重泉敏聖, 2000, 『社会福祉哲学の理論的基盤の探求-J · ロールズとノージックを中心にして』, 北星学園大学大学院文学研究科2000年度修士論文
- ・ 塩野谷祐一, 1981, 「ミルの功利主義の構造」, 『一橋論叢』86-5, 日本評論社
- ・ 田中英子, 2001, 「J. S. ミルの功利主義と宗教思想」, 『人間社会研究科 紀要』, 日本女子大学大学院
- ・ 立岩真也, 2000a, 「遠隔・遭遇 介助について 1」, 『現代思想』28-4, 青土社
- ・ 立岩真也, 2000b, 『弱くある自由へ-自己決定・介護・生死の技術』, 青土社
- ・ 立岩真也, 2000c, 「遠隔・遭遇 介助について 3」, 『現代思想』5, 28-6, 青土社
- ・ 上杉健太郎, 1987, 「J. S. ミル功利主義の政治思想的意義—『功利主義』研究の新視点ー」, 『早稲田政治公法研究』23, 早稲田政治公法研究会
- ・ 和田重司, 1999, 「アダム・スミスの『道徳感情論』と J. S. ミルの『功利主義論』」, 『経済学論叢』39-3・4合併号, 中央大学

